

## 令和7年5月臨時会会議録

令和7年5月14日 水曜日 午前10時00分開会  
議長 佐藤 順也 副議長 山科 春美

### 出席議員(17名)

1番	佐	藤	悦	子	議員	2番	亀	井	博	人	議員
3番	今	田	浩	徳	議員	4番	鈴	木	啓	太	議員
5番	坂	本	健	太郎	議員	6番	田	中		功	議員
7番	山	科	春	美	議員	8番	鈴	木	法	学	議員
9番	辺	見	孝	太	議員	10番	渡	部	正	七	議員
11番	新	田	道	尋	議員	13番	伊	藤	健	一	議員
14番	山	科	正	仁	議員	15番	高	橋	富	美	子
16番	佐	藤	卓	也	議員	17番	小	野	周	一	議員
18番	小	嶋	富	弥	議員						

### 欠席議員(0名)

### 欠員(1名)

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山科 朝則	副市長	石山 健一
総務課長	小関 孝	総合政策課長	鈴木 則勝
財政課長	川又 秀昭	税務課長	小関 紀夫
防災危機管理課長	柏倉 敏彦	市民課長	高橋 智江
環境エネルギー課長	井上 徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野 智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋 智史	健康課長	佐藤 朋子
農林課長	大江 周	商工観光課長	高橋 潤
都市整備課長	高橋 学	上下水道課長	阿部 和也
会計管理課長 兼会計課長	杉澤 直彦	教育長	津田 浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤 リカ	学校教育課長	大町 淳
社会教育課長	岸 聰	監査委員	須田 泰博

監査委員長	井上利夫	選挙管理委員会委員長	武田清治
選挙管理委員会委員長	長沼俊司	農業委員会委員長	浅沼玲子
農業委員会委員長	今田新		

### 事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

### 議事日程

令和7年5月14日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長辞職の件
- 日程第 4 議長選挙
- 日程第 5 副議長辞職の件
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 報告第1号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 11 報告第2号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 12 報告第3号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 13 議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について
- 日程第 14 議案第27号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 15 議案第25号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより令和7年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

### 日程第1会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山科春美議員、渡部正七議員のお二人を指名いたします。

### 日程第2会期決定

佐藤卓也議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月7日午前10時、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下に、執行部から副市長及び関係課長の出席を求め、議会運営委員

会を開催し、本日招集されました令和7年5月臨時会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、このたびの提出案件、報告3件、議案2件、補正予算1件のほか、議会の役職選任に関する事項でありますので、本日5月14日、1日と決定いたしました。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので、委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

また、本会議における議事日程については、議案等の審議に先立ち、常任委員及び議会運営委員の選任を行っていただくことにしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひいたします。

佐藤卓也議長 今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日5月14日、1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日5月14日、1日と決定いたしました。ここで、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時08分 開議

今田浩徳副議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、地方自治法第106条第1項の規定により、これより私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 日程の追加

**今田浩徳副議長** それでは、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

**山科正仁議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

午前10時5分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、佐藤卓也議員より副議長宛てに議長の辞職願が出されており、議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただくことにしました。

なお、議長辞職の件は本日の本会議における議事日程第2会期決定に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることにいたしましたので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。よろしくお願いします。

**今田浩徳副議長** ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳副議長** 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長辞職の件につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました

議長辞職の件につきましては、配付しております本日の日程第2会期決定についてに続く日程第3にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることになりますので、御了承願います。

### 日程第3議長辞職の件

**今田浩徳副議長** それでは、日程第3議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤卓也議員の退席を求めます。

(佐藤卓也議長退席)

**今田浩徳副議長** それでは、事務局長に議長の辞職願を朗読させます。

**山科雅寛議会事務局長** それでは、朗読いたします。

辞職願。

今般、市議会申合せにより議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

令和7年5月14日。

新庄市議会副議長今田浩徳殿。

新庄市十日町2586番地の4 佐藤卓也。

以上でございます。

**今田浩徳副議長** 佐藤卓也議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳副議長** 御異議なしと認めます。よって、佐藤卓也議員の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 開議

今田浩徳副議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

今田浩徳副議長 ここで議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳副議長 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。  
ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第3として追加しました議長辞職の件に続く、日程第4にいたします。

なお、このことにより常任委員の選任以降の日程については、順次繰り下げることになりますので、御了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

今田浩徳副議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第4議長の選挙

今田浩徳副議長 日程第4議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきたいと思います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

今田浩徳副議長 ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

今田浩徳副議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳副議長 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

今田浩徳副議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

今田浩徳副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳副議長 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

今田浩徳副議長 これより開票を行いますが、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤悦子議員、鈴木啓太議員、伊藤健一議員を指名いたします。よって、3名の方の立会いをお願いいたします。

(開票)

今田浩徳副議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 13票

無効投票 4票

白票であります。

有効投票中

佐藤卓也議員 12票

山科正仁議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、佐藤卓也議員が議長に当選されました。

当選された佐藤卓也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

当選されました佐藤卓也議員に御挨拶をお願いいたします。

(佐藤卓也議長登壇)

**佐藤卓也議長** 改めまして、皆さん、おはようございます。このたび、再び議長選におきまして私を選んでいただきましてありがとうございます。

所信表明にもありましたとおり、議会改革をさらに進めることと思っておりますので、よろしくお願ひします。そのためにも、皆様の声を少しでも多く聞き、そして市民の負託に応え、そして市民の福祉向上のために努めてまいりたいと思いますので、皆様の何とぞの御協力よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

**今田浩徳副議長** 以上をもちまして、臨時議長の役目は終わりましたので議長と交代いたしますが、当選されました佐藤卓也議員、議長就任、おめでとうございます。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。  
暫時休憩いたします。

(佐藤卓也議長議長席に着く)

午前10時34分 休憩

午前10時38分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

**佐藤卓也議長** それでは、追加案件がでていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

**山科正仁議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

午前10時35分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下に、本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、今田浩徳議員より議長宛てに副議長の辞職願が出されており、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただきました。

なお、副議長辞職の件は本日の本会議における議事日程第4議長選挙に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については、順次繰り下げることいたしますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。よろしくお願ひします。

**佐藤卓也議長** ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長辞職の件につきまし

ては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長辞職の件につきましては、先ほど本日の議事日程第4として追加しました議長選挙についてに続く日程第5にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げる事になりますので、御了承願います。

### 日程第5副議長辞職の件

**佐藤卓也議長** 日程第5副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今田浩徳議員の退席を求めます。

(今田浩徳副議長退席)

**佐藤卓也議長** それでは、事務局長に副議長の辞職願を朗読させます。

**山科雅寛議会事務局長** それでは、朗読いたします。

辞職願。

今般、市議会申合せにより副議長の職を辞することについて許可されるようお願ひいたします。

令和7年5月14日。

新庄市議会議長佐藤卓也殿。

新庄市十日町4398番地 今田浩徳。

以上でございます。

**佐藤卓也議長** 今田浩徳議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、

今田浩徳議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日 程 の 追 加

**佐藤卓也議長** ここで副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とする事に決しました副議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第5として追加しました副議長辞職の件に続く日程第6にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げる事となりますので、御了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第6副議長の選挙

佐藤卓也議長 日程第6副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきたいと思います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

佐藤卓也議長 ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

佐藤卓也議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

佐藤卓也議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

佐藤卓也議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

佐藤卓也議長 これより開票を行いますが、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤

悦子議員、鈴木啓太議員、伊藤健一議員を指名いたします。よって、3名の方の立会いをお願いいたします。

(開票)

佐藤卓也議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 15票

無効投票 2票

白票であります。

有効投票中

山科春美議員 10票

坂本健太郎議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、山科春美議員が副議長に当選されました。

当選された山科春美議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

当選された山科春美議員に御挨拶をお願いいたします。

(山科春美副議長登壇)

山科春美副議長 皆様、こんにちは。ただいまの副議長選挙におきまして御選任いただきまして、大変ありがとうございます。

議員の皆様方の御協力の下、議長の補佐役として円滑な議会運営と議会の活性化に向けて努めてまいりたいと思います。皆様方の温かい御支援並びに御指導、また御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございます。

佐藤卓也議長 当選された山科春美議員、副議長就任おめでとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩  
午前11時18分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第7 常任委員の選任

佐藤卓也議長 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

総務文教常任委員に、

佐藤 悅子 議員

今田 浩徳 議員

坂本 健太郎 議員

渡部 正七 議員

山科 正仁 議員

高橋 富美子 議員

佐藤 卓也 議員

小野 周一 議員

小嶋 富弥 議員

の9名を指名いたします。

産業厚生常任委員に、

亀井 博人 議員

鈴木 啓太 議員

田中 功 議員

山科 春美 議員

鈴木 法学 議員

辺見 孝太 議員

新田 道尋 議員

伊藤 健一 議員

の8名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、

ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました常任委員の任期は5月19日からとなりますので、御了承願います。

また、本市議会では、議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、私は常任委員を辞任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 0時01分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

## 正副委員長互選結果の報告

佐藤卓也議長 それでは、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 山科 正仁 議員

副委員長 渡部 正七 議員

産業厚生常任委員会

委員長 辺見 孝太 議員

副委員長 鈴木 啓太 議員

以上であります。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 開議

## 正副委員長互選結果の報告

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第8議会運営委員の選任

佐藤卓也議長 日程第8議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

今 田 浩 徳 議員

坂 本 健太郎 議員

辺 見 孝 太 議員

山 科 正 仁 議員

高 橋 富美子 議員

小 嶋 富 弥 議員

以上6名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員の任期は5月19日からとなりますので、御了承願います。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時01分 休憩

午後1時17分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議長 それでは、正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

議会運営委員会

委員長 山 科 正 仁 議員

副委員長 今 田 浩 徳 議員

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時23分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日 程 の 追 加

佐藤卓也議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日13時20分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、本市議会選出の最上広域市町村圏事務組合議会議員の方々から、同事務組合議会議長宛てに辞職願が提出され許可されましたので、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加していただくこととしました。

なお、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件は、本日の本会議における議事日程第8議会運営委員の選任に続く日程とし、報告第1号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について以降の日程については、順次繰り下げるることといたしましたので、御了承をお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会における協議の結果についての御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

**佐藤卓也議長** ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、先ほどの議会運営委員の選任に続く日程第9にいたします。

なお、このことにより、報告第1号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について以降の日程については、順次繰り下げるることとなりますので、御了承願います。

**佐藤卓也議長** 日程第9最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議会議員に

鈴木 啓太 議員

坂本 健太郎 議員

小嶋 富弥 議員

の3名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の議員が最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、議長は当該事務組合規約により議員になりますので、御了承を願います。

### 報告3件一括上程

#### 日程第9最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

**佐藤卓也議長** 日程第10報告第1号新庄市市税条

例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、日程第12報告第3号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告3件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第3号までの報告3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

**山科朝則市長** 報告第1号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、報告第3号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの報告案件3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いました。

主な改正の内容であります、軽自動車税につきまして、本年11月から新たな排ガス規制が適用されることに伴い、軽自動車税の種別割に新たな区分を追加するものであります。

また、固定資産税につきまして、現在築年数及び戸数が一定の要件に該当するマンションに關し、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合には、固定資産税を減額することとしておりますが、その措置の適用を受ける際の申告

手續を簡素化するため、必要な改正を行うものであります。

あわせて、法令の改正に伴う条項ずれの解消など必要な規定の整備を行うものであります。

次に、報告第2号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いました。

主な改正の内容であります、国民健康保険税につきまして、基礎課税額の限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金課税額の限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるとともに、低所得者に対する保険税の軽減措置のうち5割軽減及び2割軽減の所得要件を緩和するものであります。

次に、報告第3号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いました。

改正の内容であります、本条例による固定資産税の課税免除の対象となる事業者が、県により地域経済牽引事業計画の同意を受ける期限及び対象となる資産の取得期限を3年間延長し、令和10年3月31日とするものであります。

以上、3件の条例改正につきまして、施行日

はそれぞれ令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

ただいま御説明申し上げました件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により御報告いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました報告について質疑に入ります。

初めに、報告第1号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は、これを承認することに決しました。

次に、報告第2号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** この報告の内容ですが、課税限度額を引き上げるという内容があるようですが、この世帯の所得、最高限度額に至る国保税を納めている方の106万円というのが基準

のようですが、最高限度額このぐらいかかっている方々以降が106万円で止まるということで、その106万円かかる方々の所得というのはどのぐらいになっているのでしょうか。

そして、その影響は全体的にどのように、会計に与える影響はどうなのか。

それから、軽減ということで5割軽減、2割軽減という国保税の軽減世帯があったわけですが、この方々が減額になるという、これはいい話のような気がするんですが、何世帯ぐらいの影響があり、会計全体にはどのような影響があるのか、お願いします。

**小関紀夫税務課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関税務課長。

**小関紀夫税務課長** まず、課税限度額106万円から109万円に引き上げるということでの所得の要件でございますが、試算したところですと、所得で約1,000万円ぐらいの方々が課税限度額のほうに該当してくるのかなと考えてございます。

また、2割軽減、5割軽減、それから影響額という御質問でございましたが、まず試算のベースですが、6年度の国保税の課税データ、令和5年中の所得のデータを用いて試算したところでございますけれども、5割軽減で約11世帯、2割軽減で2世帯ほどが影響するものと考えてございます。また、限度額の改正の影響でございますが、そちらは2世帯程度にとどまるのかなと考えてございます。

金額でございますが、5割軽減の範囲を拡大して影響が出る金額でございますが、おおよそ50万円程度、それから2割軽減の改正の部分につきましては、おおよそ2万円程度、それから課税限度額の引上げの部分につきましては3万円、先ほど2世帯程度という形で課税限度額の引上げに該当する世帯が出てくるものと予想してございますので、その部分については6万円程度と考えてございます。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は、これを承認することに決しました。

次に、報告第3号新庄市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、これを承認することに決しました。

## 日程第13議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について

佐藤卓也議長 日程第13議案第26号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては税務課長の職にある者が最も適任であるとし、選任してきたところであります。

本案は、本年4月1日をもって新たに任命した税務課長を固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会への付託を省略することに決しました。

議案第26号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号はこれに同意することに決しました。

#### 日程第14議案第27号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

佐藤卓也議長 日程第14議案第27号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 議案第27号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、新庄市一般職の職員の給与に関する条例、新庄市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び新庄市消防団条例の3条例につきまして、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、刑法に規定する刑罰のうち、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて拘禁刑が新たに創設されることに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を設けるものであります。

施行日は令和7年6月1日といたします。

以上、御審議いただき御可決賜りますようお

願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第27号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15議案第25号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

佐藤卓也議長 日程第15議案第25号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** 議案第25号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第25号令和7年度一般会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ491万1,000円を追加し、補正後の予算総額を199億3,991万1,000円とするものであります。

次に5ページの歳入についてであります、このたび新たに実施する事業の財源といたしまして、15款国庫支出金におきましては、総務費国庫補助金を新しい地方経済・生活環境創生交付金の内示額に合わせて増額補正しております。

また、16款県支出金におきましては、令和7年1月からの大雪被害対策事業の実施に伴う県補助金を新たに計上するとともに、20款において前年度繰越金を増額補正しております。

6ページの歳出についてであります、6款農林水産業費には、今年の大雪で被害を受けた農業用施設復旧等のための農林水産物等災害対策事業費補助金を新たに計上しております。

また、9款消防費には、災害発生時や消火活動の際に使用する通信設備の整備に要する費用を新たに計上しております。

以上、御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明がありました議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質

疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

## 閉会

**佐藤卓也議長** 以上で今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後1時53分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

新庄市議会前副議長 今田浩徳

会議録署名議員 山科春美

〃 〃 渡部正七